

緩和ケアを ご存じですか？

緩和ケアとは、がんによって生じるさまざまな身体や気持ちのつらさを和らげ、薬に生きるために行われる治療やケアのことです。病気がわかったときからがん治療と並行して行うことができます。

緩和ケアチームでは、痛み、しびれ、吐き気、食欲低下などの身体へのつらさや病気に対する不安や気分の落ち込み、不眠、イライラなどの症状に対して薬による治療やケア、カウンセリングを行います。

緩和ケアは、症状を和らげ、がんと上手に付き合い、その人らしく、過ごしていくための医療です。また、患者さんだけではなく、ご家族のつらさにも対応しています。

チームは、入院や外来、在宅にかかわらず緩和ケアを提供し、苦痛を緩和して楽に生きていただくための支援を多職種（医師・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・栄養士・検査技師・ケースワーカー・臨床心理士・がん相談員など）が力を合わせて行っています。



中央病院のチーム医療！

問 緩和ケア認定看護師・太田 ☎ 5121 内線 7560

第7回

～緩和ケアチーム～

緩和ケアチーム豆知識

- ▼ 中央病院のチーム医療の中で、一番初めに活動を開始したチームです。
- ▼ 最も多くの職種が参加し、メンバーの人数が一番多いです。実は『黒子』なのであまり表に出ることがありません。診療科の主治医や担当看護師のサポートに回ることが多いため、直接お会いすることが少ないチームです。

緩和ケアを 希望されるかたへ

- ▼ 最近は緩和ケアを受けながら在宅療養を希望されるかたも増えてきました。自宅で過ごしたいかたもご相談ください。チームの治療をご希望のかたは、主治医や担当看護師を通してご相談ください。また、別館1階医療情報センターにはお気軽に相談できるがん相談員もいます。ご利用ください。

▽ 医療情報センター

（がん相談支援センター）

問 ☎ 5121 内線 3145

あなたの街の

法律相談



～第5回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は、「若い夫婦の離婚」についてです。

問 生活環境課 ☎ 6725

Q 私(妻)は育児中で、収入や資産がありません。離婚したいのですが、今後の生活が不安で離婚を言い出せません。

A 主に妻が育児を行っているのであれば、子どもの福祉の観点から、離婚後は通常、妻が親権者になるでしょう。そうすると、夫の収入の中から養育費を払ってもらうことができます。また、離婚がまとまるまで別居する場合、その間、同様に婚姻費用(生活費、養育費など)を払ってもらうことができます。

Q 私(妻)から離婚する際、養育費を請求しないとの約束をしました。今後一切請求できないのでしょうか。

A 約束した以上、養育費は請求できません。しかし、それでは酷な結果となる場合もあります。そこで、①約束が極めて不合理であると主張する、②子どもから請求する形式にするなどの方法が考えられます。弁護士にご相談ください。

いずれにしても、いったん約束したことを覆すのは大変な困難を伴います。安易な約束をしないように注意してください。

Q 離婚する際に養育費を3万円と決めましたが、子どもが私立高校に進学することになり、養育費が足りません。夫も再婚相手との間に子どもができて、養育費の支払いが苦しくなっています。

A 養育費の適正金額は、長い年月の中で変わることがあります。質問のように事情が大きく変化した場合、話し合いや家庭裁判所の調停などによって、金額を増減することができます。

Q 離婚後、妻は「子どもが嫌がっている」と言って子どもを私(夫)に合わせてくれませんか。

A 離婚後、別居することになった子どもと会うことは、親の権利として認められています。これを拒むことができないのは、虐待・連れ去りの危険性など、子どもの福祉の観点から悪影響が想定される例外的な場合です。質問のような子どもの意向は、子どもが15歳前後になるまであまり考慮されません。妻が拒むのであれば、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。

（文責：弁護士 十枝内 巨）

弁護士法人十枝内総合法律事務所
十和田支所 ☎ 4005